

長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業費支援金にかかるQ&A（高齢者施設等）

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	対象となる事業所等は。	長崎県内において、申請時点で介護保険法に規定する以下の介護サービス施設・事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームとしての指定、許可を受けており、長崎県内でサービス提供を行う事業者が対象となります。 対象サービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（空床利用型を除く）、短期入所療養介護（空床利用型を除く）、指定介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型（看護小規模多機能型居宅介護）、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、指定居宅介護支援事業所
2	対象・要件	令和5年度途中で休止・廃止した事業所は対象になるか。	申請時点で休止・廃止している事業所は対象となりません。 また、支給要領第2に定めるとおり、「支援金の受領後も事業を継続する意思があること」を支給要件としておりますので、申請時点では事業所を運営している場合であっても令和5年度中に休止・廃止が具体的に予定されている事業所にあつては、対象となりませんのでご注意ください。
3	対象・要件	令和4年度以前に事業を休止し令和5年度に入って再開した事業所は対象になるか。	現在休止中の事業所であっても、申請時点までに事業が再開され、かつ今後の事業継続の意思がある場合は、申請可能です。
4	対象・要件	支援金の支給を受けた後、やむなく事業所を休止・廃止する場合には、支援金の返還が必要になるか。	・申請時点で施設の廃止（減床）を届け出ている場合や、令和5年度中（令和5年4月から令和6年3月まで）に廃止（減床）する予定の場合は、支援金支給の対象となりません。 ・申請時点で事業継続の意思があり、休止・廃止の具体的な予定がない場合は、支援金の支給対象となります。
5	対象・要件	令和5年度に新設した事業所は支給の対象となるか。	申請書の提出期限までに、支援対象である介護サービス施設・事業所としての指定、許可を受け、支援金の申請を行った場合は、支給対象となります。

No	区分	質問	回答
6	対象・要件	支援スキームはどのようなものか。	対象施設・事業所の物価高騰による負担を軽減し、サービスの継続的な提供を促進するため、支援対象施設・事業所の区分により、定額の支援金を支給することとしております。 入所系施設 定員数×1人あたり単価12,000円 訪問系事業所 1事業所あたり50,000円 通所系事業所 1事業所あたり140,000円
7	対象・要件	入所系施設は、支援単価（12,000円）に施設の定員数をかけるのか。それとも申請時点での入所者の人数をかけるのか。	申請時点で入所している入所者の人数ではなく、指定や許可を受けている定員数をかけてください。
8	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、その市町の施設について県の支援は行うのか。	各市町が、今年度の物価高騰への支援として、介護サービス事業所、介護保険施設又は障害福祉サービス施設に対し、支援を行っている場合、若しくは、今後、支援を行う予定の場合において、市町の支援を受ける事業所に対しても県の支援金を支給いたします。
9	対象・要件	公設民営の施設は対象か。	対象として差し支えありません。（公営の施設、事業所以外は対象となります。）
10	対象・要件	同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合は、介護サービス施設等支援と障害福祉サービス支援のどちらが優先か。	介護保険サービス又は障害福祉サービスのうち、主となるサービスで申請してください（重複申請はできません）。
11	対象・要件	介護サービスを行っている医療機関は、医療機関支援と介護サービス施設等支援と双方もらえるのか。	医療機関が介護サービスを行っている場合、どちらかの補助金を選択してください（重複申請はできません）。
12	対象・要件	介護老人福祉施設と同施設内の事務室で居宅介護支援事業所を運営している。入所系施設・事業所の支援金、訪問系事業所の支援金のいずれも対象となると考えて良いか。	お見込のとおり、入所系施設・事業所の応援金、訪問系事業所の応援金のいずれも対象となります。
13	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	県電子申請システムを利用した申請となります。長寿社会課ホームページに掲載の様式を作成のうえ、電子申請システムから登録をお願いします。
14	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	原則、電子申請となります。諸事情により電子申請が困難な場合のみ、郵送での申請も受け付けます。

No	区分	質問	回答
15	申請方法等	申請書は事務局に持参できないか。	原則、電子申請となります。諸事情により電子申請が困難な場合のみ、郵送してください。申請書類の一次審査は県が外部委託しますので、持参での申請、ご相談はお控えください。
16	申請方法等	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があるが、これが異なる場合、支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載します。
17	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和5年9月15日（金）までとなります。
18	申請方法等	申請は法人単位で行うのか、各事業所単位で行うのか。	申請は、法人等単位で行っていただくこととなります。法人等が複数の事業所を運営している場合は、法人等でまとめて申請してください。ただし、申請書1件あたり登録できる振込口座は1件になりますので、事業所ごとに振込先口座が異なる場合は、それぞれの事業所ごとに申請書を作成してください。
19	申請方法等	インターネットバンキング等通帳がない口座の場合は、どのような書類を添付すればよいか。	支援金の振込みに必要な口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ・漢字）等）がわかる書類を添付してください。インターネットバンキングの場合は、インターネット上で口座情報を確認できるページを印刷したもので差し支えありません。当座口座の場合は、当座勘定照合表、残高証明書等口座情報が記載された書類を添付してください（口座情報以外の部分は黒塗りしていただいても構いません。）。
20	申請方法等	介護保険サービスの事業と障害福祉サービス事業を営んでいる場合、法人単位で申請するのであれば、両者をまとめて1つの申請書を提出するのか。	介護保険サービスと障害福祉サービスで分けて申請をお願いします。
21	証拠書類	今回の支援金の支給を受けるにあたり、証拠書類などはどのようなものを揃えておけばよいか。	応援金の支給を受けるにあたって必要となる証拠書類はありませんが、県に提出した申請書の控えは必ず保管するようにお願いします。